

第2章 取引基本表の作成要綱

産業連関表は、ある年次における生産及び需給構造を記述した表であり、大別すれば、①取引基本表、②各種係数表、③各種付帯表に区分される。

取引基本表は、各部門における投入と产出の実態を取引金額によって表したものであり、基本分類によるものと統合分類によるものがある。

各種係数表は、産業連関分析を行う上で必要となる各種の係数等を取り基本表を用いて計算し、それぞれ一覧表にしたものであり、投入係数表や逆行列係数表がその代表的なものである。

各種付帯表は、取引基本表の作表上の制約を補うものとして、また、産業連関分析に必要な各種の付帯情報を提供するために作成されるものであり、輸入表、商業マージン表、物量表などがそれである。

本章では産業連関表のうち取引基本表を取り上げてその作成の概要について説明することとする。

第1節 取引基本表の対象

1. 国内生産額

(1) 国内生産額とその範囲

部門別の国内生産額は、産業連関表の行及び列の画面を統制する極めて重要な数値となっており、これに誤りがあると各部門にその影響が波及し、表全体の精度が左右されることとなる。この意味で国内生産額は、コントロール・トータル(control totals)又は略して単にCTとも言う。

産業連関表の取引基本表の対象となっているのは、一定期間内に生産された中間生産物を含むすべての財貨・サービスであり、その生産の範囲は、いわゆる「国内概念」によって規定される。「国内」とは、「ある国の政治的な領土からその国に所在する外国政府の公館及び軍隊を除いたものに、政治的領土外に所在する当該国の公館及び軍隊を加えたもの」と定義され、産業連関表の把握対象は、我が国の政治的な領土内において行われた生産活動に限定される。例えば、我が国において行われた外国籍企業の活動は含まれるが、我が国の企業が外国で行った生産活動は除かれる。また、我が国の在外公館の活動は含まれるが、我が国に所在する外国公館や米国の軍隊等の活動は含まれない。

(注) 「国内概念」に対応するものとして「国民概念」がある。国民概念の生産とは、わが国の居住者主体(国民)が行った生産活動等の範囲を規定する場合に用い

られるものであり、例えば、「国民総生産」GNPは、我が国の居住者主体(国民)が生産要素(資本、労働)の提供の見返りとして受け取った所得の総額をいう。したがって、我が国の居住者主体が海外から受け取った雇用者所得、企業所得及び財産所得は含み、我が国の企業等が非居住者主体(外国人)に支払った賃金、配当金等は控除される。

(2) 非営利活動による財貨・サービス

財貨・サービスは、市場において生産原価に見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、政府や民間非営利団体が提供する財貨・サービスのように必ずしも生産原価が完全には回収されない価格又は無料で提供される財貨・サービスがある。取引基本表の生産額には、このような政府及び非営利団体の財貨・サービスを含み、国内生産額は、原則として生産に必要な経費をもって計測される(本章第3節「活動主体分類」の項参照)。

(3) 国内生産額の重複計算

各部門の国内生産額の具体的な推計方法は、第4章において述べるとおりであるが、国内生産額の推計に当たっては、まず全産業で生産された財貨・サービスをおよそ5,000の細品目に整理し、その細品目ごとに国内生産額を推計する。次にこれを基本分類部門ごとに積み上げて各部門の国内生産額を推計する。

このため、ある品目が他の品目の原材料として使用されている場合には、その原材料の部分の国内生産額は重複して計上される。例えば、基本分類である磁気録画再生装置(VTR)をみると、この部門の細品目には、ビデオテープレコーダー、ビデオカメラ等の完成品とともに、その部分品・取付具・付属品が含まれているが、この部門の生産額はそれぞれの細品目の合計なのでVTR、機器の生産用に使用された部分品・取付具・付属品について、生産額が重複している。次に、自動車部品、タイヤ、自動車はそれぞれ別の基本分類で国内生産額が推計されているが、自動車の生産額には原材料としての自動車部品やタイヤの生産額が含まれているので、それらの部分が重複して計上されることとなる。

なお、生産額の重複計上は、各部門ごとにみれば、部門分類を統合すればするほどその重複の度合が高まることとなるが、重複は自部門投入として集積され、また、それによって生産額は変化する訳ではない。

(4) 自家生産・自家消費品の扱い

部門別国内生産額推計の基礎となる細品目ごとの生産額には、原則として、同一事業所内で、次の生産工程の原材料として消費される、いわゆる自家生産・自家消費分も含まれる。

しかし、実際には、工業統計などの出荷ベースの統計によって各細品目ごとの国内生産額が推計される場合は、自家生産・自家消費品の生産額を把握する方法がないため、結果として、国内生産額には含まれないこととなり、利用する基礎統計によって扱いが異なっている。

例えば、上記の「磁気録画再生装置」(VTR)部門についてみると、完成品については、品目別生産調査である生産動態統計調査によっているが、部分品・取付具・付属品は出荷ベースの統計である工業統計によっているので、部分品・取付具・付属品の生産には、他事業所へ出荷されたものだけが計上され、VTRの工場で一貫生産によって自家生産・自家消費された分は計上されていない。但し、国内向けに出荷された部分品・取付具・付属品の大部分は、VTRの製造事業所で原材料として生産工程に投入されるので、両部門を統合した場合には生産額の重複計上が生じる。

なお、家計における自家生産・自家消費品については、農家における農畜産物及び一部の農産加工品を除き、国内生産額には一切計上されていない。

(5) 委託生産の扱い

取引基本表では、各部門の生産物が、自社販売品であるか受託生産品であるかにかかわらず、当該部門に、生産額並びにその生産に必要な中間投入及び付加価値を計上しなければならない。しかし、委託・受託に係わる工業製品の国内生産について、基礎資料である工業統計から得られる情報は、製造業部門の産業別委託費総額と非製造業部門（商社、百貨店など）からの受託を含む製造業部門の産業別加工賃収入の総額のみであって、非製造部門からの受託生産について、中間投入を含む生産額を直接把握することができない。そこで、工業統計から得られた「加工賃収入額－委託生産費」を非製造業部門からの「委託生産費」と見なし、次の計算式によって非製造業部門からの委託品生産額を推計している。

$$\text{非製造業部門からの受託品の生産額} = (\text{製造業部門の加工賃収入額} - \text{製造業部門の委託生産費}) \div \text{加工賃率}$$

$$\text{なお、加工賃率} = \frac{\text{製品価格} - \text{原材料費}}{\text{製品価格}}$$

なお、このような非製造業部門からの受託品の生産額の推計は、織物(1512-011～099)及び衣服(1521-011)部門についてのみ行われているが、最近の企業活動の多様化及び国

際化を考えると、推計対象部門、推計方法とも再検討が必要になってきている。

(6) その他

ア 製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれを該当する部門の国内生産額に計上する。

イ 中古品の取扱いに関しては、商業マージンのみが「商業」部門の国内生産額に計上される。

ウ 土地の取引に関しては、仲介手数料及び造成・改良費のみが、当該部門の国内生産額に計上される。

エ 屑及び副産物の取扱いに関しては、原則として「マイナス投入方式」によって処理される(本章第4節「屑及び副産物」の項参照)。したがって、屑及び副産物の発生額は国内生産額としては計上されない。

2. 中間取引額の内容

取引基本表で内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的には各部門間で行われた中間生産物の取引額を表している。

行部門(ヨコ方向)から見れば、その部門で生産された中間生産物の各生産部門(列)への販売額であり、列部門(タテ方向)から見ればその部門の生産のために必要とされた原材料その他の中間生産物の購入額である。

ただし、内生部門に掲げられた中間取引額は、正確にはその年に行われた中間生産物の取引額ではなくて、その年に必要とされた中間生産物の消費額を意味しており、現実に行われた取引の総額がそのまま計上されるのではない。

各生産部門間で行われた中間生産物の取引以外については、すべて、外生部門に記述される。まず、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる資本財については、どの部門が購入した場合でも、内生部門の中間取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する。どの部門がどのような資本財をどれだけ購入したかについては、別途、付帯表として作成される「固定資本マトリックス」によって明らかにされている。

なお、各列部門における資本財の使用に伴うその年の減価分、いわゆる減価償却費については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上される。

各列部門において購入された原材料のうち、対象年次(昭和60年)において使用されなかったものについては、最終需要部門の「原材料在庫純増」の欄にその品目ごとに計上される。

また、対象年次(昭和60年)に生産された製品、半製品・仕掛品のうち、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかつたものについては、最終需要部門の「生産者製品

「在庫純増」、「半製品・仕掛品在庫純増」、「流通在庫純増」又は「所在不明在庫純増」のうちの該当する欄にそれぞれの品目ごとに計上される。

3. 対象期間と記録の時点

産業連関表が対象とする取引活動の期間は、1月から12月までの暦年の1年間であり、対象とする生産活動及び取引の記録の時点は、原則として「発生主義」による。

具体的には、まず、財貨・サービスの生産活動についてみると、財貨は、その財貨が対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスについては、そのサービスが対象年次中に提供されたものが対象になる。

次に、中間生産物の取引についてみると、その中間生産物が、各列部門において現実に消費された時点をもって取引の時点とし、その時点が対象年次中のものを、中間取引額として計上する（前記2参照）。

最終需要部門への産出については、まず「消費支出」（家計外消費支出、家計消費支出、対家計民間非営利団体消費支出及び一般政府消費支出）は、対象となった財貨の引渡しが遅延した場合であっても、一般に売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。

「国内総固定資本形成」は、その資本財の引渡しが行われた時点、各種の「在庫純増」は、生産者又は流通業者が対象となった生産物の法的所有権を有することとなった時点をもって、それぞれ記録する。

輸出及び輸入は、税關当局の通関許可が行われた時点を基準とする。

なお、生産期間が1年を超える財貨（長期生産物）については、まず、建設物は、対象年次の1年間の工事進捗量をもって国内生産額とし、その産出先は「国内総固定資本形成」である。船舶、重電機等その他の長期生産物については、国内生産額に完成品のほか、半製品及び仕掛品をも含めており（完成品の生産額は「完成品の額一前年までの半成品・仕掛品の額」である。）、その産出先は、完成品として引き渡しが行われたものについては「国内総固定資本形成」、その他は「生産者製品在庫純増」又は「半製品・仕掛品在庫純増」である。

第2節 取引活動の評価方法

1. 金額による評価

産業連関表の取引基本表は、1年間に行われた財貨・サービスの取引実態を記録したものであるが、個々の取引活動の大きさは、「金額」をもって示される。

各財貨には、それぞれに固有の数量単位があり、これによって各取引活動の大きさを計ることとすれば、価格のその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粋に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。

しかし、サービスの多くは、固有の数量単位を持たず、また、財貨であっても、いくつかの細品目から構成される部門では、同一部門（行）に含まれる各品目が同一の単位を持つとは限らない。さらに、別部門については、投入される原材料等の種類が多様であり、同一の数量単位で計測することは不可能である。このため、取引基本表の作成に当たっては、「金額」を共通の尺度として、各取引活動の大きさを評価している。このような金額による評価方法の一つの利点は、他の諸統計との比較が容易となる点に求められる。

なお、取引基本表が、このように金額表示となっていることの不備をできる限り補うため、別途、付帯表として「物量表」が作成されている。

2. 価格の評価方法

(1) 価格評価方法の類型

産業連関表の取引基本表は、取引金額によって表示されているが、その際に「価格」のとらえ方が問題となる。価格をどのようにとらえるかによって生産額も取引額も変化することになるからである。

一般に価格のとらえ方として次のような二つの考え方がある。

- ① 生産者価格によるか購入者価格によるか
- ② 実際価格によるか統一価格によるか

この二つの考え方を組み合わせることによって、次の4通りの価格評価ができることとなる。

- ① 実際価格による生産者価格評価
- ② 実際価格による購入者価格評価
- ③ 統一価格による生産者価格評価
- ④ 統一価格による購入者価格評価

このうち我が国では、「実際価格による生産者価格評価」と「実際価格による購入者価格評価」の二つの方法を採用しており、前者による取引基本表を「生産者価格評価表」、後者によるそれを「購入者価格評価表」と呼んでいる。

「統一価格による評価方法」は採用されていないが、以下、これをも含めた価格評価方法及びその特徴を説明する。

(2) 生産者価格評価法と購入者価格評価法

ア 両表の表形式と相違点

生産者価格と購入者価格との相違は、流通経費、すなわち国内貨物運賃及び商業マージンが含まれているか、いかないかの違いである。

すなわち、我が国の取引基本表は、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両者が作成されているが、前者は個々の取引が生産者の「出荷価格」で記録され、購入者が入手するまでに要した国内貨物運賃及び商業マージンについては、購入側の部門が運輸業及び商業部門との交点に一括して計上する。

また、後者は、国内貨物運賃及び商業マージンを個々の取引額に含めて計上するものである。その結果、商業及び運輸業の行部門には「コスト商業」並びに旅客運賃額及び「コスト運賃」のみが計上され、運賃・マージンは計上されないことになる。

イ 利用上の特徴

生産者価格評価表と購入者価格評価表について、利用上の観点からみれば、それぞれ次のような特徴がある。

まず、購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易であるほか、国民経済計算における他の勘定(所得支出勘定、国民貸借対照表等)との比較の面で有利である。

しかし、国内貨物運賃及び商業マージンの額は、財貨・サービスごとに異なり、また、同一の財貨・サービスであっても取引形態の相違によって異なることが多いなど、不安定である。通常の産業連関分析では、できるだけ物

量に近い、安定的な投入係数（技術係数としての投入係数）を必要とするため、生産者価格評価法による取引基本表の方が有利である。

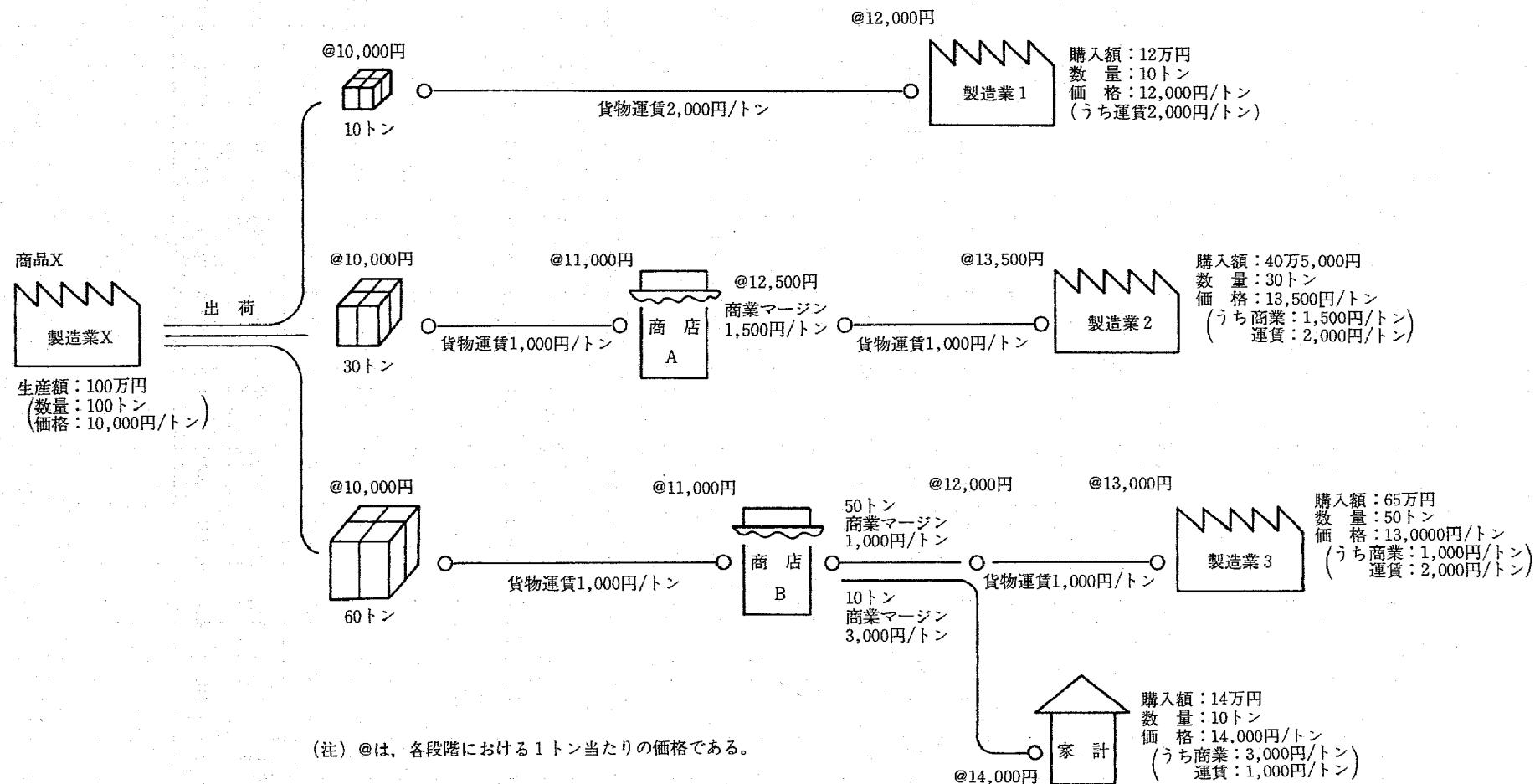
(3) 実際価格と統一価格

実態経済の中では、たとえ同一財・同一量の生産物であったとしても、同一価格で取引されるとは限らない。これは、地理的又は時期的な要因及び需給状況や取引形態の相違等に基づくものである。例えば、第2-1図においては生産者（製造業X）の出荷価格をトン当たり1万円に固定しているが、実際には北海道で生産された製品と関東で生産された製品では価格が異なるかもしれない。また、同じ会社の製品でも需要期と不需要期で、あるいは大口需要者向けか小口需要者向けかで価格が異なるかもしれない。

このような場合、取引基本表に記述する個々の取引を、各取引ごとの実際の価格で評価するか、それとも、取引先や取引形態にかかわらず单一の価格で評価するかという問題が生ずる。前者を「実際価格」、後者を「統一価格」といい、我が国の産業連関表は基本的には「実際価格」によっている。具体的には、個々の取引について、購入者側の実際の購入額から、各取引ごとの流通マージンを差し引くことによって、生産者価格評価の取引額を推計している。

なお、実際価格の場合には価格の評価差による各部門の投入バランスのくずれが生じないという利点がある。

〈第2-1図 値格形成の流れ一仮設例〉



第2-1表 昭和60年産業連関表

購入者価格評価表 (13部門)

		中間需要											
		1 農林水産業	2 鉱業	3 製造業	4 建設	5 電力・ガス・水道	6 商業	7 金融・保険	8 不動産	9 運輸	10 通信・放送	11 公務	12 サービス
中間投入額	1 農林水産業	22204	65	154173	1396	0	100	0	0	17	0	0	16793
	2 鉱業	0	82	127001	9928	29529	0	0	0	1	0	7	157
	3 製造業	43337	1881	1386802	233896	29508	30072	8302	1032	107812	3612	19288	195174
	4 建設	441	75	6514	1081	4415	3746	1042	22954	3360	213	1860	6500
	5 電力・ガス・水道	742	698	69450	5587	5523	8221	846	1481	7903	1417	6168	27952
	6 商業	0	0	0	0	0	7249	0	0	0	0	0	0
	7 金融・保険	5499	1062	62196	8976	7964	37423	12166	10274	16197	838	304	17032
	8 不動産	39	178	11452	3192	1128	28155	7491	635	5521	1155	618	20916
	9 運輸	3137	4974	32009	21483	2529	40047	1831	1065	34741	2157	5439	17868
	10 通信・放送	122	85	7219	2240	448	9729	5371	102	1863	2538	2041	20286
	11 公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12 サービス	411	311	86907	26356	8226	33982	19155	7145	12125	8191	14451	59810
	13 分類不明	2575	470	35703	7001	1571	2505	3999	1180	1725	1088	872	7398
内生部門計		78507	9882	1979426	321136	90842	201228	60204	45868	191266	21209	51048	389884
粗付加価値	家計外消費支出	1811	798	56522	10720	3761	21337	8677	726	7124	1677	3582	22498
	雇用者所得	14849	4755	450474	155658	34687	283576	91138	18913	123928	32460	110344	392364
	営業余剰	62173	1792	207209	44897	24893	65234	68668	184311	9389	8555	0	125104
	資本減耗引当	18351	1955	118041	20303	37854	28502	8581	90357	20987	17207	5283	61220
	間接税(関税を除く)	4253	464	121930	8300	13704	15242	11463	18222	7032	1547	318	29639
	〔控除〕補助金	-2487	-395	-7421	-831	-899	-3645	-8240	-323	-8582	0	0	-2270
	粗付加価値部門計	98950	9370	946755	239047	114001	410247	180288	312206	159878	61446	119526	628554
国内生産額		177457	19251	2926181	560183	204842	611475	240492	358074	351144	82654	170574	1018438

(単位：億円)

		最 終 需 要							需 要 合 計	〔控除〕 輸入計	〔控除〕 商業マ ージン	〔控除〕 国内貨 物運賃	国 内 生 产 領
13 分 類 明	内 生 部 門 計	家計外 消 費 支 出	民 間 消 費 支 出	一般政 府消 費 支 出	國内総 固定資 本形成	在 庫 純 増	輸 出	最 終 需 要計					
1151	195900	1890	71561	0	2485	2771	891	79597	275497	-38520	-51899	-7620	177457
544	167249	0	81	0	0	804	198	1083	168332	-132439	-5357	-11285	19251
25496	2086214	25311	803203	0	346565	16578	418627	1610285	3696498	-153726	-544662	-71929	2926181
962	53162	0	0	0	507021	0	0	507021	560183	0	0	0	560183
1819	137808	29	56108	10700	0	0	217	67054	204862	-20	0	0	204842
0	7249	0	3443	0	3072	0	970	7486	14735	-7249	603989	0	611475
1143	181073	0	60847	0	0	0	2737	63584	244657	-4165	0	0	240492
1253	81732	0	276351	0	0	0	8	276360	358092	-18	0	0	358074
1045	168324	1004	71214	-462	0	0	35383	107139	275463	-17002	0	92683	351144
2001	54046	2	28713	0	0	0	214	28930	82975	-321	0	0	82654
3407	3407	0	3064	164103	0	0	0	167167	170574	0	0	0	170574
4061	281132	111068	508549	126719	0	0	5722	752057	1033189	-14751	0	0	1018438
0	66086	0	0	0	0	0	10479	10479	76565	-7971	-2072	-1848	64674
42882	3483381	139305	1883134	301060	859144	20153	475447	3678241	7161622	-376182	0	0	6785441
69	139305												
1324	1714468												
10979	813205												
6142	434782												
4201	236316												
-924	-36017												
21792	3302059												
64674	6785441												

(注) 四捨五入の関係で内訳は必ずしも合計と一致しない。

〈第2-2図 生産者価格評価表一ひな型一〉

単位：1,000円

		中間需要			最終需要			需要合計	(控除)輸入	国内生産額
		製造業1	製造業2	製造業3	消費	投資	輸出			
中間 投入	商品X	100	300	500	0	100	0	0	1,000	0
		0	45	50	0	30	0	0	125	0
		20	60	100	0	10	0	0	190	0
粗付 加価値	
国内生産額	

(注) <第2-1図>の数字を表にしたものである。

昭和60年の13部門表は、「はじめに－第1表」
を参照されたい。

〈第2-3図 購入者価格評価表一ひな型一〉

単位：1,000円

		中間需要			最終需要			需要合計	控除			国内生産額
		製造業1	製造業2	製造業3	消費	投資	輸出		輸入	商マージン	貨物運賃	
中間 投入	商品X	120	405	650	0	140	0	0	1,315	0	-125	-190
		(100)	(300)	(500)	(100)
		(+20)	(+45)	(+50)	(+100)	(+30)
粗付 加価値		0	0	0	0	0	0	0	0	125	0	125
国内生産額		190	190

(注) <第2-1図>の数字を表にしたものである。商品

Xの行には、商業マージン及び貨物運賃が含まれた
取引額が計上されている。

昭和60年の13部門表は、第2-1表を参照されたい。

〈第2-4図 実際の取引基本表（産出表）の表示方法〉

単位：1,000円

行／列 部門名	生産者価格額	左のうち輸入	商業マージン	貨物運賃	購入者価格額
商品X					
製造業1	100	0	0	20	120
製造業2	300	0	45	60	405
製造業3	500	0	50	100	650
⋮	0	0	0	0	0
内生部門計	900	0	95	180	1,175
消費費	100	0	30	10	140
投資	0	0	0	0	0
輸出	0	0	0	0	0
需 要 合 計	1,000	0	125	190	1,315
(控除)輸入	0	0	0	0	0
最終需要計	100	0	30	10	140
(控除)商業マージン	0	0	-125	0	-125
(控除)貨物運賃	0	0	0	-190	-190
国内生産額	1,000	0	0	0	1,000
商品Y	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 基本分類表及び183部門表について、本図のような表示方法が採られている。

なお、「商業マージン」については卸売及び小売の別に、また、貨物運賃については8機関別となっている。

(4) 基本価格

国際連合の新SNAにおいて提唱されているものである。生産者価格から商品税を差し引いた価格を「基本価格」といい、この基本価格によって各取引の大きさを評価しようとするものである。

これは、もし、各取引額に商品税を含めると、税率そのものが必ずしも安定的ではなく、また、例えば、購入者が企業であるか家計であるかによって商品税率が異なることがあり、さらに同一の部門に格付けされる商品群の中で税率が異なる場合には、購入する商品の構成が変わることによって取引額が変化するなど、人為的な要因によって投入係数が変化するためである。

我が国においては、昭和45年表の作成に際して、付帯表として「商品税免税マトリックス」の作成が検討されたが、地方の商品税に関する資料が不備であったため、国税分だけの試算に終わったという経緯がある。その後は基本価格の取扱いについては検討されていないが、平成元年4月からの「消費税」導入に伴い、国際比較等の観点から、改めて検討しなければならないであろう。

3. 実際価格による生産者価格評価

実際価格による「生産者価格」とは、具体的には、以下の概念に基づく価格であり、「生産者価格評価表」では、国内生産額及びすべての投入・産出額がこの価格で評価される。

① 製造工業品等は、生産者出荷価格で評価する。生産者出荷価格とは、本社及び営業所の経費や利潤相当分を含むいわゆる企業の工場出荷価格に相当する。なお、販売価格を高めることとなる内国消費税などの間接税が含まれ、逆に、販売価格を下げる役割を果たしている政府からの経常補助金はマイナス項目として計上される。

② 事業所の区域が明確になっていない産業、例えば、林業、漁業、砂利採取業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。なお、市場までの運賃は、コスト運賃として処理する。

③ 間接税のうち、財貨の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の生産額に含め、流通段階で課せられるものは商業の生産額に含める。(ただし、軽油引取税については、同一工程で生産される他の石油製品との関連を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理すること)

ととする。)

- ④ 自家生産・自家消費品の生産者価格評価は、市中の製品価格を基準とする。
- ⑤ 半製品・仕掛品の在庫増減についての価格評価は、原則として年初と年末の平均価格によって行う。
- ⑥ サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価する。帰属計算を行う金融、保険、住宅賃貸料等の部門の生産額の評価は、帰属計算による額とする。政府サービス生産者並びに対家計民間非営利サービス生産者の生産額の評価はその経費の総額によるものとする。

4. 輸出及び輸入部門の価格評価方法

(1) 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表の場合は、国内向けの財貨と同様、工場渡しの生産者価格で評価し、購入者価格評価表の場合は本船渡しのFOB(free on board)価格で評価する。

推計資料として用いられている日本貿易統計(大蔵省)は、普通貿易の輸出品がFOB価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、日本貿易統計のFOB価格から、別途、工場から本船までの間にかかった商業マージン及び貨物運賃を差し引いた価格によって評価する。

(2) 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれの場合も、海上運賃及び保険料が含まれたCIF(cost insurance and freight)価格で評価する。

推計資料として用いられている日本貿易統計のCIF価格は、税関長が週ごとに公示する為替相場によって円ベースに換算されたものである。

なお、輸入品の投入・産出額は、CIF価格に關税及び輸入段階で国内製品と同様にして課税される商品税を加えたものである。

(3) 特殊貿易の輸出入

特殊貿易の輸出入、すなわち居住者と非居住者との間で行われた非要素サービス及び普通貿易に計上されない財貨の取引額については、推計資料の大部分が四半期ごとのものであるため、その取引額の評価は、原則として経済企画庁が国民经济計算の作成に用いた次の為替レートが用いられている。

昭和60年	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
円 / ドル	257.68	250.73	238.64	207.09

第3節 部門の設定方法

I. 内生部門

(1) 部門分類の原則

産業連関表の「中間需要」及び「中間投入」を構成する内生部門の分類を狭義の「部門分類」という。なお、広義に「最終需要」及び「粗付加価値」を構成する「項目」を含めて「部門」と呼ぶ場合がある。

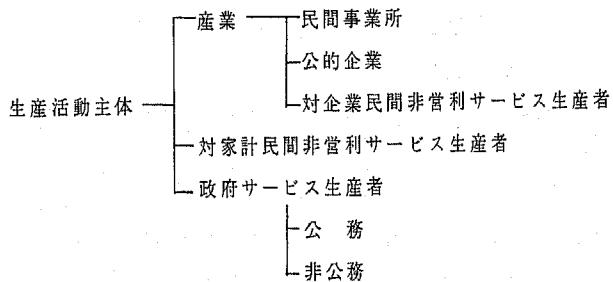
部門分類は、原則として財貨・サービス及びそれを生産する「生産活動単位」によって行う。すなわち、「事業所統計」、「工業統計」等では、事業所を単位として分類され、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって格付けされるが、産業連関表の部門分類では、同一事業所内で二つ以上の生産活動を行っている場合には、原則として、それぞれの生産活動を分けて分類する。いわゆるアクティビティベースの分類であり、商品分類に近い概念である。このことから我が国の産業連関表は、「商品×商品」の表であると言われる。

産業連関表の分類では、例えば一貫生産工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程に組み込まれて自家生産、自家消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には原則として、それぞれの商品ごとに分類し、生産額を計上する。ただし、実際上は、アクティビティベースの基礎統計が得られないため、出荷統計によって国内生産額を推計せざるを得ない部門が数多くあり、これらの部門では生産額に事業所内の自家消費分は含まれないこととなる。

(2) 活動主体分類

産業連関表の内生部門を構成する表側の行部門は、1年間に生産された財貨・サービスを主に商品及び用途という側面から分類したものであり、表頭の列部門は、それらの財貨・サービスについて、主に産業及び生産設備から分類したものである。

供給される財貨・サービスの範囲は、「通常、その費用を回収する価格で市場において販売することを意図して生産される財貨・サービス」つまり「商品」が主体となっているが、主として政府及び公的企業等から供給される「コストに見合わない価格、又は無償で提供される財貨・サービス」及び「市場において販売されない財貨・サービス」も含まれる。その生産、供給についての活動主体は、次に掲げるよう、産業、対家計民間非営利サービス生産者、政府サービス生産者に分類される。



<産業>

「産業」とは、利潤の獲得を目的として「商品」を生産する事業所の生産活動をいう。

しかし、次に掲げるものについては、その販売価格又は料金が生産費用を完全には回収できないような水準に設定されている場合であっても、また、市場において販売活動が行われていないものであっても、「産業」活動によって生産されたものとして取り扱うことになっている。

ア. 公的企業

この分野に属するものとしては、政府又は公的企業によって生産される財貨・サービスのうち、民間事業所において生産されている財貨・サービスと同じ種類のものであって、その販売価格又は料金が供給される財貨・サービスの量又は質に比例するものであり、かつ、購入者の自由意思に基づいて購入されるものが該当する。日本国有鉄道、日本道路公団、住宅・都市整備公団、郵便事業、国有林野事業などがそれである（第3部「政府諸機関の扱い」参照）。

また、印刷局、造幣局などのように、民間事業所と同じような財貨を政府自身の用に供する為に生産している場合も、この分野に属するものとして取り扱われる。

ただし、公園、保健、教育、文化などの通常の社会的、公共的なサービスについては、明らかに生産費用に見合う価格又は料金が設定されている場合を除き、「産業」活動によるものとはされない。

イ. 対企業民間非営利サービス生産者

「対企業民間非営利サービス生産者」とは、民間企業に対して、その能率や収益力を高めるため、技術指導や試験、研究などのサービスを提供している各種の経済団体等をいう。

これらの団体が提供するサービスは、もしこれらの団体が提供しなければ、企業自らが行わなければならないものであるため、「産業」活動によるものとされる。

国際連合の新SNAでは、完全に、又は主として政府機関の支配と資金の供給を受けているものは「産業」には含まれないとしているが、我が国の産業連関表では、「日本消防検定協会」「日本船舶振興会」などに政府の特殊法人などもいくつかが含まれている（第3部「政府諸機関の扱い」

参照）。

ウ. その他

家計又は民間非営利団体が所有し、使用している住宅について、帰属計算を行い「住宅賃貸料」部門（第4節参照）に含めるため、「産業」に格付けされる。

また、家計、民間非営利団体、又は政府が、自ら使用するために行う住宅及び非居住用建物の建設活動は、「産業」として取り扱う。

なお、「家計」としての農家が、自家消費用として生産する味噌・漬物等の一部の農産加工品も「産業」活動によるものとされるが、資料の制約により完全には把握されていない。

<対家計民間非営利サービス生産者>

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、労働組合、政党、宗教団体、友愛団体、社交クラブなどのような、特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体である。これらの団体により、「家計」に対して、利益追求を旨とすることなく提供される福祉、宗教、文化、レクリエーション、社会施設等のサービスが、この分野に属するサービスとして取り扱われる。これらの団体の活動経費は、通常、会員からの会費や個人、企業、政府などからの寄付金、補助金及び財産所得によって賄われている。

なお、国際連合の新SNAでは、政府により完全に若しくは主として支配されるか、又は資金の調達を受けているものは「政府サービス生産者」に格付けされるとしているが、我が国の産業連関表では、国家公務員等共済組合、社会保険診療報酬支払基金などの公的色彩の強い団体のサービスについても、いくつかがこの分野に格付けされている（第3部「政府諸機関の扱い」参照）。

<政府サービス生産者>

「政府サービス生産者」とは、もし自らが供給しなければ、便利に、かつ、経済的に供給されないような社会的に共通のサービスを、通常、無償で供給するものをいい、その性格、コスト構造及び活動資金の源泉面で「産業」とは大きな相違があるものをいう。

中央及び地方政府の活動のうち、上記の「産業」又は「対家計民間非営利サービス生産者」に格付けされるものを除いた、1. 行政、国防及び治安の維持、2. 保健、教育、文化、レクリエーション及びその他の社会サービス、3. 経済成長、福祉、技術開発の促進等の業務がこれに含まれる。

産業連関表では、産業連関分析上の必要なため、これを更に、「産業」部門において対応する部門又は類似する部門があるものについては、「非公務」部門としてそれぞれ特掲させることとし、残りの部分を一括して「公務（中央）」及び

「公務（地方）」に分類している（第3部資料「政府諸機関の扱い」参照）。

(3) 基本分類

① 取引基本表の内生部門は、上記のように、1.産業、2.対家計民間非営利サービス生産者、3.政府サービス生産者の三つに大別される各活動主体によって生産され、供給される財貨・サービス群で構成されている。各生産活動主体及びそこから供給される財貨・サービスの種類、用途、生産技術等に即して最も詳細に分類された公表用の部門分類が「基本分類」である。取引基本表の作成における国内生産額の推計は、更に詳細な「細分類」によって行われるが、投入・産出額の推計並びに計数の調整作業は、この基本分類をベースとして行われている。一般的に、部門数は多ければ多い程、精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入構成も安定したものになると言われている。

② 昭和60年表の「基本分類」は、行529部門、列408部門である。従来の表では、

昭和26年表：9部門（経済企画庁）

182部門（通商産業省）

昭和30年表：行310×列278

昭和35年表：行453×列339

昭和40年表：行467×列339

昭和45年表：行541×列405

昭和50年表：行554×列405

昭和55年表：行541×列406

となっている。

③ 国内生産額推計の基礎となる「細分類」では財貨・サービスがおよそ5,000の細品目に分類されている。その一つ一つの細品目の生産を担当する各部門のことを「生産活動単位」という。「基本分類」は「日本標準産業分類」及び「国際標準産業分類」をベースに、各財貨・サービスの機能、用途、単価、輸出入比率、生産設備、使用原材料など、投入・産出構造の類似性を基準に、投入・産出額等の推計に当たって既存資料の利用が容易であり、かつ、他の諸統計との比較也可能となることなどを勘案しつつ、いくつかの細品目を積み上げていくことによって設定されている。

④ 列部門と行部門は、原則として対応した形で設定されるが、石油精製のように一つの生産工程から、単価も用途も異なる複数の商品が生産されるもの及びある種の産業機械のように一つの事業所で、共通に仕入れた原材料等を消費して、単価も機能も異なる複数の商品を生産しているものは、産出構造を示す行部門のみを、商品ごとに分割している。また、プラスチック製品のように、単価も用途も異なる多品種の商品が生産され、かつ、生産設備が異なるもの

であっても、投入構造が類似しているものについては、列部門をまとめている。

その結果、取引基本表は、列部門より行部門の数が多い縦長の表となっている。

⑤ 各年次における基本分類の設定に当たっては、時系列比較や国際比較性を重視しつつ、国内生産額の増減、技術変化等に応じて、表作成の都度部門の新設や分割、統合、概念・定義の変更等が行われるが、昭和60年表は、「日本標準産業分類」が昭和59年1月に改訂され、昭和60年4月から施行されたこともある、従来以上の大幅な改訂となっている。（第3部「基本分類の変更点」参照）

⑥ 特殊な扱いをしている部門（第4節を参照）のうち、屑・副産物、商業マージン及び国内貨物運賃について、利用者の便宜に供するため次のような特殊分類コードを付している。

<特殊分類コード>

- ・屑投⼊……… 2
- ・屑発生……… 3
- ・副産物投⼊……… 4
- ・副産物発生……… 5
- ・商業マージン……… 6
- ・国内貨物運賃……… 7

(4) 統合分類

作成された産業連関表の公表に当たっては、基本分類による取引基本表のほか、利用目的に応じた各種のサイズの取引基本表が用意されている。これを「統合部門分類表」としている。

（注）取引基本表のサイズは内生部門の行及び列の部門数をもって表している。例えば、昭和60年表の基本分類による取引基本表は、529×408部門表のように表される。なお、行及び列の部門数が同じ場合には、その共通の部門数をもって表す。

「統合分類」は基本分類のいくつかの部門を統合することによって設定されるものであり、昭和60年表の場合には、次のようなものが用意されている。

<統合小分類>

投入係数、逆行列係数等を提供する最も詳細な分類である。また、国際標準産業分類のいわゆる4桁分類に対応できるように設定されている。国際標準産業分類及び我が国の経済事情、その他を考慮して、若干の部門の統合、分割が行われ183部門となっている。

<統合中分類>

通常の産業連関分析であれば、ほぼ対応可能な分類として

設定されたものであり、昭和60年表では84部門となっている。

なお、この統合中分類による取引基本表を、最終的な確報の公表に先立ち、速報として公表している。昭和60年表の場合には、昭和63年10月14日の閣議に関係資料を配布するとともに、同日付けをもって公表した。

<統合大分類>

従来の13部門では相当のウエイトを占める「製造業」が、わずか1部門として表されているに過ぎないので、製造業部門等を分割して、簡便な形での産業連関分析ができるようにしたものである。昭和55年表において初めて、28部門として設定されたが、昭和60年表では29部門となっている。

<13部門分類>

産業連関表の構造を概括的に示すために、いわば『ひな型』として作成されるものである。

2. 外生部門

(1) 国民経済計算体系(SNA)との関係

SNAは、①国民所得統計、②産業連関表、③資金循環表、④国際収支表、⑤国民貸借対照表の五つの体系から構成されているが、産業連関表の外生部門である「最終需要」と「粗付加価値」は、ほぼ国民所得統計に対応する。

(2) 最終需要

産業連関表の「最終需要」は、「家計外消費支出」を除けば、経済企画庁で作成する国民経済計算における「国内総支出」にはほぼ対応するものであり、第2-2表のように産業連関表の分類も国民経済計算に対応する形で設定されている。

(3) 粗付加価値

産業連関表の「粗付加価値」は、「家計外消費支出」の取扱いを除き、国民経済計算における「国内総生産」にはほぼ対応するものとなっており、第2-3表のように国民経済計算とほぼ同じ項目が設定されている。

(4) 家計外消費支出の扱い

家計外消費支出は、端的に言えば「企業消費」とも言うべきものである。

最終需要としての家計外消費支出には、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費が財貨・サービス別に計上されている。また、粗付加価値としての家計外消費支出には、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費が生産部門別に計上されており、両者の合計は一致する。

家計外消費支出については、国民経済計算では、企業が生

産活動を行う上で直接的に必要となる営業経費であるとして、これを付加価値及び最終需要に含めていない。しかし、産業連関表では、これを営業余剰の一部をなすものであり、産業部門から家計部門に対して現物の形で移転されたものであるとして、これを外生部門に位置づけている。なお、家計外消費支出を外生化することにより、投入係数がよりいつそう安定的になる。

粗付加価値から家計外消費支出を差し引いたものが、国民経済計算における「国内総生産」にはほぼ対応し、両者の比較の上で特に支障は生じない。

〈第2-2表 産業連関表と国民経済計算との対応(最終需要)〉

産業連関表	国民経済計算(経済企画庁)
家計外消費支出	(内生部門に格付けされている)
民間消費支出 家計消費支出 対家計民間非営利団体消費支出	民間最終消費支出 家計最終消費支出 対家計民間非常利団体最終消費支出
一般政府消費支出 中央政府消費支出 地方政府消費支出	政府最終消費支出 中央政府 社会保障基金 地方政府
国内総固定資本形成(公的)	国内総資本形成 総固定資本形成 公的 一般政府総固定資本形成 企業設備投資 住宅投資
国内総固定資本形成(民間)	民間 企業設備投資 住宅投資
在庫純増 生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増 所在不明在庫純増	在庫品増加 製品在庫 仕掛品在庫 流通在庫 原材料在庫
輸出 輸出(普通貿易) 輸出(特殊貿易) 輸出(直接購入) (国内概念のため設定されていない)	経常海外余剰 財貨・サービスの輸出と海外からの要素所得 財貨・サービスの輸出 財貨 運輸・通信、保険サービス、その他 直接購入 海外からの要素所得 財貨・サービスの輸入と海外への要素所得
輸入 輸入(普通貿易) 輸入(特殊貿易) 輸入(直接購入) 関税、輸入品商品税 (国内概念のため設定されていない)	財貨・サービスの輸入 財貨 運輸・通信、保険サービス、その他 直接購入 海外への要素所得

(注) 産業連関表の [] 内は、統合中分類に対応する最終需要の項目である。

（第2-3表 産業連関表と国民経済計算との対応(粗付加価値)）

産業連関表	国民経済計算(経済企画庁)
家計外消費支出	(内生部門に格付けされている)
雇用者所得	雇用者所得
賃金・俸給	賃金・俸給
社会保険料(雇用主負担)	社会保障雇主負担
その他の給与及び手当	その他の雇主負担
営業余剰	営業余剰
資本減耗引当	固定資本減耗
間接税(關税を除く)	間接税
(控除)補助金	(控除)補助金

(注) 1. 「賃金・俸給」の扱いに関して、産業連関表と国民所得統計との間で若干の相違がある。

産業連関表では「現物給与評価額」及び「給与住宅差額家賃」が「その他の給与及び手当」となっているが、国民経済計算(経済企画庁)では「賃金・俸給」として計上されている。

2. 産業連関表の 内は、統合中分類に対応する粗付加価値の項目である。

第4節 特殊な扱いをした部門

取引基本表の各部門の中には、新SNAの概念に基づき、あるいは、産業連関分析や表作成の都合上、一般の利用者に説明を要する特殊な扱いをしている部門がある。

以下、それらの部門について説明する。

I. 運輸及び商業部門

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動は、通常、運輸及び商業部門を経由して行われるもののが大部分である。もし、これを取引の流れに従って忠実に記録しようとすれば、部門間の取引関係は非常にわかりにくいものとなる。

例えば、A部門が生産した商品100を、商業を経由してB部門が購入したとする。その商品の取引の流れをみると①まずA部門から運輸を経由（運賃：10）して商業に販売される。商業の購入価格は110である。②次に商業はマージン（マージン：20）を加えた上で、再び運輸を経由（運賃：10）してB部門に販売する。B部門の購入価格は140である。このような取引過程をそのままの形で記録すると、次の図の(1)のようなものとなり、AとBとの関係を読み取ることが非常に困難なものとなってしまう。

このような欠点を避けるため、産業連関表では、国内貨物運賃及び商業マージンを別掲することとし、生産者価格評価表では取引の過程で付加された運賃及び商業マージンを購入

者側の部門が一括して計上することにしている。

2. コスト運賃及びコスト商業

財貨・サービスの取引に伴う流通経費としての国内貨物運賃及び商業マージンの取扱いに関しては、上記1のとおりであるが、実際にはこのような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される次のような特別な運輸活動及び商業活動があり、これらの経費については、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれの場合においても、「コスト運賃」及び「コスト商業」として、各列部門がそれぞれ行部門の「運輸」及び「商業」に計上する。

<コスト運賃>

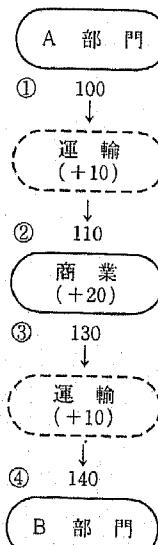
ア. 生産工程の一環として行われる輸送活動に伴う経費

- ① 木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等までに要した輸送費用
- ② 鉄鋼や船舶のように、その生産のために大規模工場内において、原材料や半製品等を移動させるために要した費用
- ③ 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

イ. 引越荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、廃棄物及び塵土砂などのような、商品とは考えられないようなものに係

<第2-5図 運輸及び商業部門の取扱い>

(取引の流れ)



(1) そのまま表示した場合

	A	B	商運	最終需要	国生産内額
			業輸		
A			100		
B					
商業		130			
運輸		10	10		
付加価値					
国内生産額					

(注) 商業部門からB部門に産出された130単位の商品Aは、厳密には運輸及び商業活動による付加価値10単位及び20単位の計30単位が付加された別種の商品Aであるということになる。

(2) 実際の表示方法（生産者価格評価表）

	A	B	商運	最終需要	国生産内額
			業輸		
A			100		
B					
商業		20			
運輸		20			
付加価値					
国内生産額					

(注) 「購入者価格評価表」では、BとAの交点は140になり、Bと商業及び運輸との交点はコスト商業、コスト運賃を除き0になる。

る輸送費用

自動車輸送の中で大きな比重を占める廃棄物、廃土砂は、取引基本表において特殊な取扱いが行われている「屑」ではなく、取引の対象とはならない無価値の物として扱っているので、それらを輸送するために要した費用については、それらを発生させている部門の「コスト運賃」として運輸部門との交点に計上する。

<コスト商業>

① 輸入商品のCIF価格に含まれていない外国商社からのサービスの提供は、商業の輸入として「輸入（特殊貿易）」に計上されるが、これを「卸売」部門が投入する「コスト商業」として扱い、その産出先（列部門）を卸売業とする。輸出商品の受取代理店手数料についても同様の扱いである。

（注）外国商社からのサービスの提供は、国際収支表では「代理店手数料の支払い」として計上されている。

② 同一部門内での中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみが計上されるが、この取引マージンについても「コスト商業」として扱う。具体的には、家計における中古の書籍、衣服、乗用車及び道具類などの取引や固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引に伴う商業マージンがこれに相当する。

3. 輸 入

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように取り扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の財貨については、国産品と輸入品との区別は行わず、全く同じ取扱いをするものであり、この方式による取引基本表を「競争輸入型表」という。

これに対し、全く同じ種類の財貨であっても、国産品と輸入品とを区別して取扱うものがあり、この方式によるものを「非競争輸入型表」という。

我が国においては、原則として前者の「競争輸入型」の方式によって取引基本表が作成されている。

以下、それぞれの方式について、その概要を説明することにする。

(1) 競争輸入型

国産品と輸入品が完全な競争関係にあると仮定し、両者を区別せず、全く同じ取扱いをしようとする方式である。取引基本表において、各財貨・サービスの販路構成を示す行部門の各マス目には、国産品と輸入品との合計額が計上される。その結果、中間需要と最終需要の合計（「総需要」＝「総供給」）は、輸入額分だけ国内生産額を上回ることになるので、輸入を外生部門にマイナスで再掲することにより行部門と列部門のバランスをとっている（第2-6図のひな型1参照）。

競争輸入型の取引基本表を利用して輸入に関する分析を行う場合、各列部門について、どの列部門も国産品と輸入品との消費比率が同じであるという仮定が必要になるが、我が国では、付帯表として輸入品だけを取り出した「輸入表」を作成することにより、このような不備を補っている。

なお、我が国の取引基本表は、原則としてこのような競争輸入型で作成されているが、原料炭、大豆、小麦、木材など、輸入比率が高く、かつ輸入額も大きい一部の財貨については、行部門を国産品と輸入品に分割し、非競争輸入型で処理している。したがって、我が国の取引基本表は、実際には、競争輸入型と非競争輸入型を混在させた「競争・非競争混合輸入型表」（第2-6図のひな型2）となっている。

(2) 非競争輸入型

国産品と輸入品を別の財として区別し、それぞれの取引表を作成するものである。輸入品の現実の販路構成が、品目ごとに明らかにされるため、競争輸入型のようにどの列部門においても国産品と輸入品との消費比率が同じであるという無理な仮定をおく必要がないだけ、経済構造の現状分析には有利である。非競争輸入型では、各財貨ごとに国産品と輸入品を分ける基本型（第2-7図のひな型1）と、輸入品部門の財貨を区分せず、輸入品一本として表示する簡略型（第2-7図のひな型2）がある。

<第2-6図 競争輸入型の構造>

① 完全競争輸入型(ひな型1)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	國内 生産額
A	10	60	30	40	10	0	0	-100	50
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付加価値	10	15	55	35					
國内生産額	50	100	160	150					

(注) 粗付加価値部門を除く各マス目の数値は、国産品と輸入品との合計額である。

② 競争・非競争混合輸入型(ひな型2)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	國内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
A(輸入)	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付加価値	10	15	55	35					
國内生産額	50	100	160	150					

(注) 商品Aについてのみ、輸入品が行部門として特掲されており、他の商品B, C, Dについては国産品と輸入品の合計額が計上されている。

<第2-7図 非競争輸入型の構造>

① 完全非競争輸入型(基本型)(ひな型1)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	國内 生産額
國 產	A	5	10	20	10	5	0	0	50
	B	10	10	30	10	20	10	10	100
	C	5	10	5	40	30	30	40	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	150
輸 入	A	5	50	10	30	5	0	-100	-
	B	10	0	20	0	0	5	0	-35
	C	0	0	0	10	30	10	0	-50
	D	0	0	5	0	15	5	0	-25
粗付加価値	10	15	55	35					
國内生産額	50	100	160	150					

(注) 我が国においては、「輸入」の部分が付帯表(輸入表)として作成されることになっているため、上図のような完全非競争輸入型の取引基本表を作成することも可能となっている。

② 非競争輸入型(簡略型)(ひな型2)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	國内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	-	50
B	10	10	30	10	20	10	10	-	100
C	5	10	5	40	30	30	40	-	160
D	5	5	15	15	55	25	30	-	150
輸入	15	50	35	40	50	20	0	-210	-
粗付加価値	10	15	55	35					
國内生産額	50	100	160	150					

(注) 輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計額のみを示したものである。

4. 削及び副産物

ある一つの財貨の生産に当たって、生産技術上必然的に、目的とした財貨のほかに、別の財貨が一定量だけ生産される場合がある。その財貨を主生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「削」という。

(注)類似の言葉に「副次生産物」がある。副次生産物は、主産物と生産技術的な結合関係はないが、主産物と併せて生産される場合に、そのウェイトの低い方をいう。副次生産物は、アクティビティベースの分類により、それぞれ別部門の生産物として計上される。

産業連関表では、原則として一つの生産活動に一つの生産物を対応させる必要があり、このような削及び副産物については、特殊な取扱いが必要となる。その方式として

- ① 一括方式
- ② トランプラー方式
- ③ マイナス投入方式（ストーン方式）
- ④ 分離方式

の四つがある。我が国では原則としてマイナス投入方式によって処理することとされているが、一括方式及びトランプラー方式も部分的に採用されている。

以下、この四つの方式について、「都市ガス部門が主生産物として都市ガスを100単位、副産物としてコークスを10単位生産し、それぞれ家計及び銑鉄部門に対して販売している場合」を例として、その概要を説明する。

<第2-8図 一括方式>

	…都ガ 市ス	コク ス	銑 鉄	…家消 計費	…國生 産額
都 市 ガ ス			10	100	110
コークス					
銑 鉄					
國 内 生 産 額	110				

(注)都市ガス部門の「コークス」10単位が、「都市ガス」として銑鉄部門に産出されている。

(1) 一括方式

都市ガスと副産物のコークスとを区別せずに、両者を一括して都市ガス部門の生産額(110)として計上する考え方である。

都市ガス部門におけるコークスの生産が、コークス部門に對して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も便宜的に許されるであろう。我が国の取引基本表では、畜産部門の「きゅう肥」の多くがこの方式によって処理されている。

(第2-8図)

(2) トランプラー方式

都市ガス部門は、副産物であるコークス(10)をいったんコークス部門に産出し(トランプラー)，コークス部門を経由して銑鉄部門に産出させる方式である。都市ガス部門のコークスは、都市ガス部門にもコークス部門にも国内生産額として計上されることとなる。我が国の表では、新聞、雑誌、放送の各部門における「広告」がこの取扱いとなっている。

この方式は、分析上の観点からみると、都市ガスに対する需要はコークス部門に對して直接の影響を及ぼさないが、コークスに対する需要は都市ガスの生産を誘発するという結果を引き起こすこととなる。(第2-9図)

<第2-9図 トランプラー方式>

	…都ガ 市ス	コク ス	銑 鉄	…家消 計費	…國生 産額
都 市 ガ ス		10		100	110
コークス			10		(10)
銑 鉄					
國 内 生 産 額	110	(10)			

(3) マイナス投入方式（ストーン方式）

都市ガス部門は、コークス部門からコークス(10)をマイナス投入(販売)したこととし、銑鉄部門は、コークス部門から(10)を投入する方式である。これをコークス部門（行）からみれば、発生部門（列）にマイナス、消費部門（列）にプラスが計上され、副産物であるコークスの生産は差し引きになる。この方式は提唱者の名前を冠して「ストーン方式」とも言われているが、この方式では、都市ガス部門のコークスは、行、列いずれにも国内生産額としては計上されないととなる。

分析上の観点からみると、都市ガスに対する需要は、コークスの供給を増加させ、結果としてコークス部門の生産を抑制することとなるが、コークスに対する需要は都市ガスの生産に対して直接の影響を及ぼさない形となる。この方式によれば、副産物としてのコークスが専業としてのコークスよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、都市ガスに対する需要が大きく、コークスに対する需要が小さい場合には、コークス部門の生産をマイナスにしなければ需要バランスがとれないという不都合が生じる。

<第2-10図 マイナス投入方式>

	都市ガス	コークス	銑鉄	家消費計費	国内生産額
都市ガス				100	100
コークス	-10		10		(0)
銑鉄					
国内生産額	100	(0)			

(4) 分離方式

都市ガス部門の生産活動を、主生産物である都市ガスの生産活動と副産物のコークスの生産活動に分割して、それぞれに計上するという方式である。

この方式の場合、都市ガスとコークスは、本来、分割することのできない生産活動であり、形式的にこれを分割したとしても、両者の産出構成は一定の比率を保つはずであるが、都市ガスとコークスに対する需要の比率が異なることによって、見かけ上、産出構成が変化してしまうことになる。

我が国の取引基本表ではこの方式は用いられていない。

<第2-11図 分離方式>

	都市ガス	コークス	銑鉄	家消費計費	国内生産額
都市ガス				100	100
コークス			10		(10)
銑鉄					
国内生産額	100	(10)			

5. 帰属計算部門

帰属計算とは、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

帰属計算を行う部門とその範囲は、次のとおりである。

(1) 狹義の金融部門

金融部門の活動は、次の二つに大別される。

①預貯金の管理、貸付及び融資業務

金融（帰属利子）部門

②証券の発行・引受け、信託及び信用保証等の業務

金融（手数料）部門

このうちの前者の「金融（帰属利子）」部門について、帰属計算を行う。

金融（帰属利子）部門の国内生産額は、貸付金に対する受取利子と預貯金に対する支払利子との差額（帰属利子）として計算される。

このようにして計算された帰属利子の産出先については、金融機関は①預金の流動性を変化させて、より長期の資金として貸付け先に供給し、②企業に対して融資のルートと資金の集中を確保する等のサービス活動を行っており、その効用は主として貸付け先（資金需要者）が享受しているものと考えられるため、貸出残高に応じて配分している。なお、住宅ローン、自動車ローン等の家計との取引を計上しないのは、新SNAとの整合性を図るためにある。

(2) 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、「受取保険料-(支払保険金+準備金純増)」で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱っている。その産出先は、生命保険については、そのすべてが家計消費支出であり、損害保険については家計消費支出のほか内生部門に対しても産出される。

(3) 政府建物に係る資本減耗引当

公務・教育等の部門における減価償却を行っていない政府建物についても、減価償却分を帰属計算し、「資本減耗引当」に計上している。

(4) 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

持家及び給与住宅について、これを市中の粗賃貸料で評価し、「住宅賃貸料」部門の国内生産額(営業余剰)として帰属計算している。産出先は、すべて家計消費支出である。

6. 仮設部門

産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、その中には、独立した一つの部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」という。昭和60年表では仮設部門と

して、次の部門を設定した。

(1) 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、郵紙等の事務用品は、企業会計上では、一般に消耗品等として一括して処理されることが多いため、これらを生産する各部門は、当該品目をいったん「事務用品」部門へ産出し、各需要部門は、これらを「事務用品」部門から一括して投入することとしている。

(2) 鉄屑及び非鉄金属屑

屑及び副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理するが、この場合、副産物については、それを主生産物とする部門が別に設けられているため問題は生じないが、鉄屑及び非鉄金属屑については、そのような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」及び「非鉄金属屑」部門を設け処理している。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門(例えば、「故紙」については「パルプ」)に格付けることによって処理している。

<第2-12図 自家活動部門の扱い(例)>

① 自家輸送部門を立てない場合

	製造業A	最終需要	国内生産額
原料1	20		
原料2	30		
原料3	50		
石油	10		(10)
粗付加価値			40
国内生産額	150		

(注) 製造業が自家輸送用として石油を10単位使用している場合についてこの自家輸送を仮設部門として独立させると、投入された石油10単位のほか、自家輸送部門の10単位が新たに国内生産額として計上されることとなる。

② 自家輸送部門を仮設部門とした場合

	製造業A	自輸 家送	最終需要	国内生産額
原料1	20			
原料2	30			
原料3	50			
石油	0	10		(10)
自輸 家送	10	-		(10)
粗付 加価 値			40 0	
国内生産額	150	(10)		

(3) 自家活動部門

「自家用旅客自動車輸送」、「自家用貨物自動車輸送」、「自家教育」及び「自家研究」は、厳密に言えば、それぞれ運輸業や教育、研究の部門に格付けされるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。

このため、本来の部門との対比及び生産波及分析等を可能にするため、これらを「仮設部門」として独立させているが、投入費用の推計は、内生経費のみである。

なお、これらの自家部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、国内生産額がそれだけ大きくなるので注意が必要である。（第2-12図）

7. 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の2通りの方法がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその費用等を計上するという考え方である。

このため、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、その使用部門が賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃料から維持補修費と減価償却費を控除したもの）を、当該部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上することとなる。

一方、「所有者主義」は実態に即し、その生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方である。

従来、我が国の産業連関表においては、「使用者主義」を原則としてきた。これは、産業連関表がアクティビティベースによる部門設定を基本とし、各部門別の付加価値もそのようなベースでとらえようとしたことにある。この扱いによって、生産と生産のための資本が一体として扱われるようになるとともに、投入係数の安定性も増大するという利点があった。

しかし、生産設備の中にはその大部分がレンタル又はリースによって設置されているものがある。一方、物品賃貸業が産業全体の中で無視し得ないウエイトを有するにいたっており、産業連関表の中において部門を設定し、生産額及び付加価値額を計上する必要が生じてきた。

このため、物品賃貸業部門のうち、「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」、「貨自動車業」の3部門及び「不動産賃貸料」については、

「所有者主義」により推計している。

なお、物品賃貸業のうち日本標準産業分類の「各種物品賃貸業」及び「産業用機械器具賃貸業」に相当する範囲は、「使用者主義」により推計している。

8. 政府活動

いわゆる「政府活動」は、第3節の「活動主体分類」の項で述べたとおり、その内容によって①産業、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者の活動に大別される。

これらのうち、公的企業などのように「産業」に格付けられたものについては、一般の商品生産活動と全く同じ取扱いが行われている（但し、営業余剰は計上されない）が、「対家計民間非営利サービス生産者」及び「政府サービス生産者」の活動とされたものについては、その活動の基本原理が異なる等のため、取引基本表を作成する上で特別な取扱いが必要になる。

まず、政府サービス生産者の活動は「公務」及び「非公務」に大別されるが、政府活動のうち、この後者の非公務及び対家計民間非営利サービス生産者の活動とされるものについては、その国内生産額は経費総額をもって計測される。その産出先は、それぞれのサービスに対して産業又は家計から支払われた料金相当額についてはその受益部門に計上し、残りの額を中央若しくは地方政府消費支出又は対家計民間非営利団体消費支出に計上する。

また、中央及び地方政府の一般行政活動を内容とする「公務」についても、経費総額をもって国内生産額が計測されるが、その産出先は、ほとんどが中央又は地方政府の消費支出である。

9. 「分類不明」の意味

「分類不明」は、一般的には、いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門の推計上の誤差の集積部分としての役割も含まれている。このため、分類不明には「マイナス」の計数が計上されることもあり得る。